

介護支援専門員の登録・交付申請等における本人確認書類の御案内

介護支援専門員の登録・交付申請にあたり、本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）の提出が必要です。

以下の内容をご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

※令和6年12月1日以降、介護支援専門員の資格に関する申請において、申請書への個人番号（マイナンバー）の記載が必須となりました。これに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、本人確認を実施いたします。

<提出方法（郵送・持参）について>

郵送で申請する場合は、この案内に記載された本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）の写しを申請書に添付してご提出ください。

窓口を持参して申請する場合は、本人確認書類の原本をご提示ください。その場合、写しの添付は不要です。

<留意事項について>

- 1 本人確認書類が、申請時点で有効期間内であることを必ず確認してください。有効期限切れの場合は、本人確認書類として使用できません。
- 2 申請書に記入する氏名、生年月日及び住所は、本人確認書類の記載と一致している必要があります。氏名変更や引越し等により本人確認書類の記載事項に変更がある場合は、変更履歴が確認できる面の写し（例：運転免許証の裏書）も必ず添付してください。
- 3 本人確認書類の写しを提出する場合は、文字や顔写真が鮮明に読み取れるようにコピーしてください。A4サイズ以外の用紙は、A4用紙に貼り付けてご提出ください。ただし、住民票や介護支援専門員証等、原本で提出する書類は貼り付けずにそのままご提出ください。
- 4 代理人が申請する場合、申請者本人の本人確認書類に加え、以下の書類が必要です。
 - (1) 代理人の資格を証明する書類：戸籍謄本等（法定代理人）、委任状（任意代理人）
 - (2) 代理人自身の身元確認書類

本人確認書類（番号確認書類・身元確認書類）	
番号確認書類	身元確認書類（以下の①又は②）
<u>以下から1点</u> ・ <u>個人番号カード（マイナンバーカード）裏面</u> ・ 通知カード ※記載されている氏名及び住所等が、申請書の情報と一致している場合に限り有効です。異なる場合は使用できません。 ・ 個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書 ※発行から6ヶ月以内の原本をご提出ください。家族等の個人番号が記載されたものは使用できません。	<u>①顔写真付きの証明書（以下から1点）</u> ・ <u>介護支援専門員証</u> ※有効期間内の原本を申請書に添付している場合は、写しの添付は不要です。 ・ <u>個人番号カード（マイナンバーカード）表面</u> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ その他官公署から発行された顔写真付きの証明書
	<u>②顔写真付きの証明書がない場合（以下から2点）</u> ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 住民票又は戸籍抄本等 ※発行から6ヶ月以内の原本をご提出ください。 ・ その他官公署から発行された氏名、生年月日及び住所が記載された書類